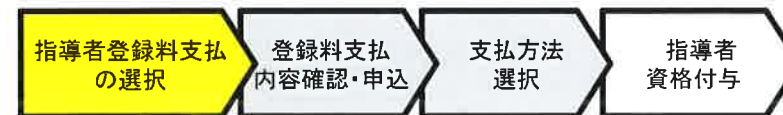


3. 指導者の登録料支払について

3-2. KICKOFFからの登録料支払



■ 指導者登録料支払の申込を行います。



KICKOFF JFA Online Registration Site

高橋 太郎 さまが ログイン中

ヘルプ よくあるご質問 ログアウト

マイページ
会員情報・保有資格の紐付け

チーム (サッカー)
チーム情報の管理

チーム (フットサル)
チーム情報の管理

審判
講習会の中申し込み、各種申請、審判用品の購入

指導者
フットサル指導者資格、eラーニング受講、その他5/16以降の申し込みをされる方はこちら

講習会・研修会
講習会・研修会申込み
申込状況の確認

指導者登録料支払

Message あなたへのメッセージ
メッセージはありません

2015/01/23 [\[指導者\]12月更新期限の指導者様へお知らせ](#)

2014/12/16 [\[共通\]保有資格登録の方法について](#)

2014/09/10 [\[共通\]JFA ID住所情報の旧KICKOFF反映のお知らせ](#)

2014/08/29 [\[審判\]サッカーおよびフットサル競技規則2014/2015発注について](#)

2014/08/29 [\[審判\]サッカー競技規則2014/2015発注について](#)

2014/04/02 [\[共通\]IE10、IE11をご利用の皆さまへ](#)

各種登録関連書類のダウンロードはこちら

わたしはリスペクトFCジャパンのメンバーです。
ENJOY! VALUE! ACTION!
JFA Online Registration Site

利用規約 | プライバシーポリシー | 個人情報保護規約 | 特定商取引について | サッカー協会グループ一覧 | KH4U7110101
Copyright © JFA All rights reserved.

画面説明

KICKOFFトップ画面

お知らせの確認や利用メニューを選択する画面です。

操作手順

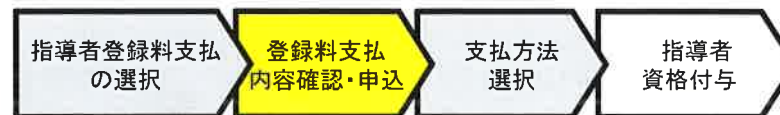
講習会の合格後、翌年登録料お支払期間の開始後に、管理者から連絡があります。

その後、指導者登録料支払の手続を行ってください。

- ① 「指導者 フットサル指導者資格、eラーニング受講、その他5/16以降の申し込みをされる方はこちら」を押します。
- ② 「指導者登録料支払」を押します。

3. 指導者の登録料支払について

3-2. KICKOFFからの登録料支払



■ 登録料を確認し、支払の申込を行います。



登録料を確認し、支払の申込を行います。

登録料をKickoff上から支払うための申込みを行います。
[技能区分]の項目から、登録料を支払うライセンスの種類を選択して、登録料を確認してください。
よろしければ、[申込み]ボタンを押してください。
※複数のライセンスをお持ちの場合、各ライセンス有効期限の2か月前から登録料をお支払い頂けます。

技能区分 **サッカー指導者** ①

案内	
案内名称	サッカー指導者登録料支払
申込期間	2013/03/01~2013/04/30
案内事項	指導者ライセンス登録料をお支払いいただけます。[申込み]ボタンを押してお支払い手続きをお願いします。

料金

料金	¥3,000
----	--------

申込み ②

画面説明

指導者登録料支払画面

指導者登録料支払の申込を行う画面です。

操作手順

- ① 申込を行う技能区分を選択します。
 - ※ 支払可能な技能区分が表示されます。
 - ※ 新規に取得した資格の登録料支払は、講習会合格後～資格有効期間開始日までに支払手続が必要です。
 - ※ 資格更新時の翌年登録料の支払は、現在有効な資格の有効期間終了日2か月前より支払手続が可能です。
 - ※ 現在、フットサル指導者登録料のみ受付中です。サッカー指導者登録料は5月18日よりシステム上でお支払いいただけます。それ以前にお支払いいただく必要がある場合、サービスデスクまでご連絡ください。
- ② 内容を確認し、「申込み」ボタンを押します。

3. 指導者の登録料支払について

3-2. KICKOFFからの登録料支払



■ 指導者登録料を確認し、支払手続を行います。



画面説明

支払方法選択画面

利用者が講習会・研修会への受講料や登録料を確認し、支払方法を選択する画面です。

操作手順

- ① 支払方法を以下から選択します。
選択できる方法は以下の3種類です。
 - クレジットカード
 - コンビニ支払
 - Pay-easy(ペイジー)
 - ② 「お支払い詳細設定・入力」ボタンを押します。
- ◎ 支払方法の詳細は共通 利用者 ユーザーマニュアル第3章を参照してください。